

登米市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
22年度	人 85,611	千円 42,234,587	千円 1,532,866	千円 9,787,457	% 23.2	% 22.9

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人 1,106	千円 4,181,347	千円 702,014	千円 1,510,518	千円 6,393,879	千円 5,781	千円 5,762

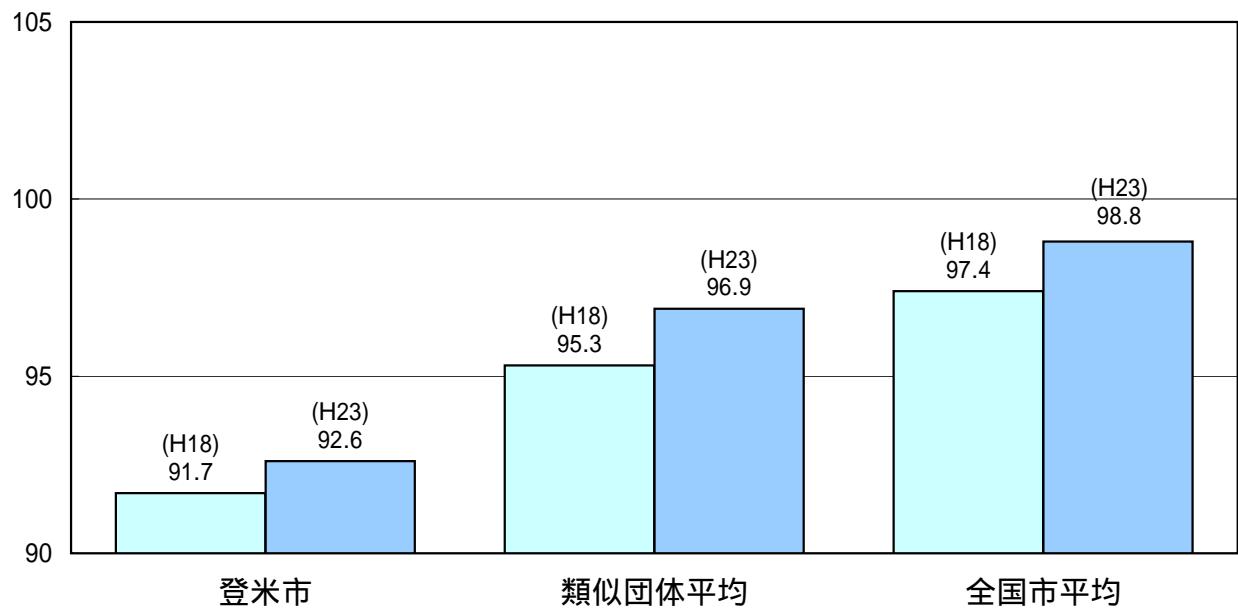
(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

平成17年4月1日に迫町、登米町、東和町、中田町、豊里町、米山町、石越町、南方町、津山町の新設合併により登米市となる。

(4) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 一般行政職給料表の状況（平成23年4月1日現在）

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	---	---	---
最高号給の 給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600	458,400	---	---	---

(注)給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成23年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
登米市	45.2歳	327,523円	388,092円	349,027円
宮城県	42.8歳	343,936円	440,213円	379,909円
国	42.3歳	327,205円	---	397,723円
類似団体	43.7歳	330,099円	392,033円	356,410円

技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A / B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
登米市	49.9歳	95人	297,830円	322,948円	313,253円	---	---	---	---
うち 学校給食員	47.7歳	27人	291,214円	308,574円	304,177円	調理士	39.9歳	238,500円	1.29
うち 用務員	50.3歳	42人	299,718円	326,847円	317,068円	用務員	53.8歳	209,700円	1.56
うち 自動車運転手	52.4歳	14人	307,763円	349,082円	330,584円	自家用乗用 自動車運転者	54.7歳	254,000円	1.37
うち その他	50.9歳	12人	294,521円	311,151円	300,104円	---	---	---	---
宮城県	49.5歳	257人	332,110円	383,254円	358,903円	---	---	---	---
国	49.5歳	3,689人	283,862円	---	321,662円	---	---	---	---
類似団体	49.4歳	48人	298,396円	322,707円	310,252円	---	---	---	---

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
登米市	---	---	---
うち 学校給食員	4,879,838円	3,127,700円	1.56
うち 用務員	5,160,567円	2,943,200円	1.75
うち 自動車運転手	5,475,367円	3,329,500円	1.64
うち その他	4,911,433円	---	---

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成20～平成22年の3ヶ年平均)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

幼稚園教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
登米市	45.9歳	329,899円	352,301円
宮城県	45.0歳	392,373円	439,181円
類似団体	42.3歳	311,324円	337,155円

消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
登米市	37.8歳	263,459円	332,212円	281,558円
類似団体	38.9歳	293,310円	360,756円	319,180円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
 3 幼稚園教育職欄における宮城県の数値は、小・中学校教育職の数値である。

(2) 職員の初任給の状況 (平成23年4月1日現在)

区分	登米市	宮城県	国
一般行政職	大学卒 172,200円	178,800円	172,200円
	高校卒 140,100円	144,500円	140,100円
技能労務職	高校卒 137,200円	141,900円	---
	中学卒 121,600円	125,400円	---
幼稚園教育職	大学卒 172,200円	199,700円	---
	高校卒 140,100円	---	---
消防職	大学卒 172,200円	---	---
	高校卒 140,100円	---	---

- (注) 幼稚園教育職欄における宮城県の数値は、小・中学校教育職の数値である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成23年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒 234,963円	278,040円	327,317円
	高校卒 198,728円	240,707円	289,039円
技能労務職	高校卒 ---	---	---
	中学卒 ---	---	263,340円
幼稚園教育職	大学卒 ---	---	---
	高校卒 ---	---	---
消防職	大学卒 237,275円	267,750円	---
	高校卒 200,460円	247,920円	284,550円

- (注) 1 経験年数の階層区分に該当する者がいない場合には、近似の階層区分に該当する者を記載している。
 近似の階層区分にも該当する者がいない場合には---(ハイフン)を表示している。
 2 一般行政職-大学卒-経験年数20年は近似の階層区分(経験年数19年～21年)の平均給料月額である。
 3 一般行政職-高校卒-経験年数10年は近似の階層区分(経験年数9年～11年)の平均給料月額である。
 4 技能労務職-中学卒-経験年数20年は近似の階層区分(経験年数18年～22年)の平均給料月額である。
 5 消防職-大学卒-経験年数10年は近似の階層区分(経験年数9年～11年)の平均給料月額である。
 6 消防職-大学卒-経験年数15年は近似の階層区分(経験年数13年～17年)の平均給料月額である。
 7 消防職-高校卒-経験年数10年は近似の階層区分(経験年数9年～11年)の平均給料月額である。
 8 消防職-高校卒-経験年数15年は近似の階層区分(経験年数14年～16年)の平均給料月額である。
 9 消防職-高校卒-経験年数20年は近似の階層区分(経験年数19年～21年)の平均給料月額である。

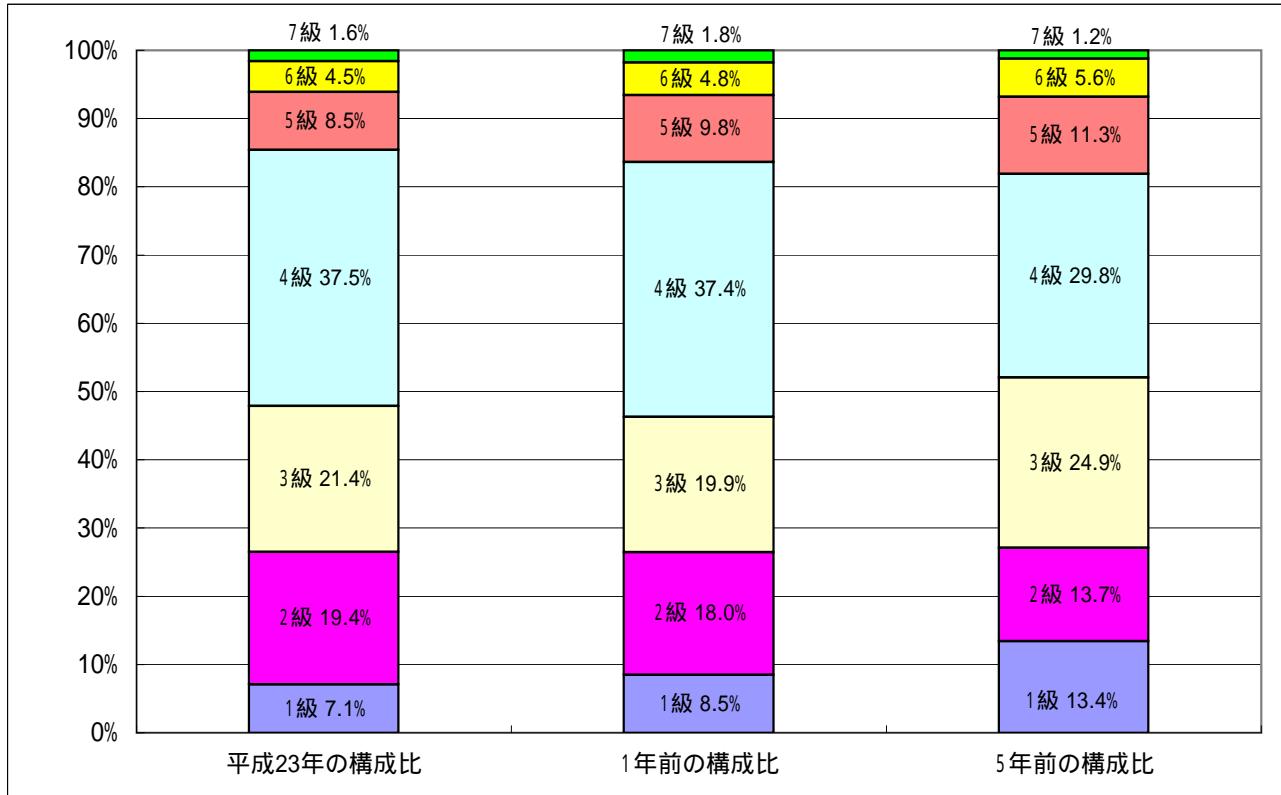
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成23年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	定型的な業務を行う職務 (主事、技師)	人 46	% 7.1
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 (主事、技師)	人 125	% 19.4
3級	係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務 (係長、主査、技術主査)	人 138	% 21.4
4級	課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務 (課長補佐、主幹、技術主幹)	人 242	% 37.5
5級	1 課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務 2 重要な業務を所掌する公所の長の職務 (課長、副参事)	人 55	% 8.5
6級	1 本庁の次長及び支所長の職務 2 本庁の総務課長など重要な業務を所掌する課の長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれらと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務 (次長、支所長、参事)	人 29	% 4.5
7級	会計管理者又は部長の職務若しくは職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務 (会計管理者、部長)	人 10	% 1.6

(注) 1 登米市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成18年4月1日に給与構造改革を導入したことより、昇給については、勤務成績の反映を一層きめ細かく行う目的で従来の昇給幅を4分割し、1月1日から12月31日までの1年間における業績、勤務態度や能力等の評価に基づき、1月1日に実施する昇給区分を決定することとしている。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

登 米 市	宮 城 県	国
1人当たり平均支給額(22年度) 1,367 千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,691 千円	---
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 15%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

[参考] 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

基準日(6月1日・12月1日)以前の6か月以内の期間における勤務成績(勤務態度、能力、業績等)を適正に評価し、成績率を決定。係長級以上の職員については、勤務態度、能力、業績及び管理運営能力について総合的に評価を行うこととし、評価は被評価者の所属の課長、所長等と部局長が複数で行っている。なお、課長級の職員の評価は部局長が行っている。
上記以外の一般職員については、勤務態度、能力及び業績について総合的に評価を行うこととし、評価は被評価者の所属の課長、所長等と部局長が複数で行っている。

(2) 退職手当 (平成23年4月1日現在)

登 米 市	国
(支 給 率) 勤 続 2 0 年 勤 続 2 5 年 勤 続 3 5 年 最 高 限 度 額 その他の加算措置 (退職時特別昇給 1人当たり平均支給額	自己都合 勧奨・定年 23.5 月分 30.55 月分 33.5 月分 41.34 月分 47.5 月分 59.28 月分 59.28 月分 59.28 月分 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算) なし 17,976 千円
(支 給 率) 勤 続 2 0 年 勤 続 2 5 年 勤 続 3 5 年 最 高 限 度 額 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	自己都合 勧奨・定年 23.5 月分 30.55 月分 33.5 月分 41.34 月分 47.5 月分 59.28 月分 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		4,515 千円	
支給職員1人当たりの平均支給年額(22年度決算)		282,163 円	
支 給 対 象 地 域	支 給 率	支 給 対 象 職 員 数	国 の 制 度 (支 給 率)
東京都特別区	18 %	1 人	18 %
仙台市	6 %	13 人	6 %
名取市・多賀城市・利府町・富谷町	3 %	0 人	3 %
医師	15 %	1 人	15 %

(4) 特殊勤務手当 (平成23年4月1日現在)

支給実績 (22年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合	0 %		
手当の種類 (手当数)	0		
手 当 の 名 称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
---	---	---	---

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (22年度決算)	251,423 千円
職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)	252 千円
支給実績 (21年度決算)	205,284 千円
職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算)	199 千円

(6) その他の手当 (平成23年4月1日現在)

手 当 名	内 容 及 び 支 給 単 価	国 の 制 度 と 異 な る 内 容	支 給 実 績 (22 年 度 決 算)	支 給 職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (22 年 度 決 算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で指定するものに支給 最高額66,400円	同じ	69,388 千円	506,481 円
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 1人につき6,500円(職員に配偶者がない場合は、そのうち1人について11,000円) 扶養親族である子のうち、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ	158,203 千円	230,281 円
住居手当	借家・借間に居住している職員 ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃 - 12,000円 イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円 + (家賃 - 23,000円) / 2で27,000円を限度 ウ 市の宿舎等に入居している者には支給しない	同じ	27,293 千円	257,486 円
通勤手当	1 交通機関等の利用者 ア 1か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超えない場合 定期券又は回数券の価額(最も経済的かつ合理的なもの) イ 1か月当たりの運賃等相当額が55,000円を超える場合 55,000円を限度 2 自動車等の使用者 使用距離(片道)により2,000円 ~ 24,500円	同じ	76,829 千円	71,072 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
単身赴任手当	転勤により住居を移転し、配偶者と別居して単身で生活する職員 23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居との間の距離が100km以上 の場合は、その距離に応じて 6,000円～45,000円加算	同じ		696 千円	348,000 円
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間 中に勤務することを命ぜられた職員 に対して支給 勤務1時間当たりの給与額 × 135/100 × 勤務時間数	同じ		45,672 千円	131,242 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員 に対して支給 勤務1時間当たりの給与額 × 25/100 × 勤務時間数	同じ		12,155 千円	49,011 円
宿日直手当	勤務1回につき4,200円	同じ		6,056 千円	12,310 円
管理職員 特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員 (管理職手当支給職員)が、臨時 又は緊急の必要等により週休日又 は休日に勤務した場合に支給 6,000円～8,000円	同じ		4,355 千円	41,476 円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧の ため、国又は他の地方公共団体 から派遣された職員が、住所等を 離れて市の区域に滞在する場合 に支給 1日につき最高6,620円	同じ		0 千円	0 円

6 特別職の報酬等の状況 (平成23年4月1日現在)

区分		給料	月額	等
給料	市長	911,000 円 (円)	(参考) 類似団体における最高 / 最低額 1,030,000 円 / 401,500 円	
	副市長	734,000 円 (円)	822,000 円 / 399,600 円	
報酬	議長	491,000 円 (円)	543,000 円 / 305,000 円	
	副議長	425,000 円 (円)	503,000 円 / 250,000 円	
	議員	398,000 円 (円)	457,000 円 / 240,000 円	
期末手当	市長	(22年度支給割合) 2.95 月分		
	副市長	(22年度支給割合) 2.95 月分		
退職手当	議長	(算定方法) 給料月額 × 在職月数 × 44/100	(1期の手当額) 19,240,320円	(支給時期) 任期毎
	副議長	給料月額 × 在職月数 × 26/100	9,160,320円	任期毎
	議員			
備考				

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年 = 48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

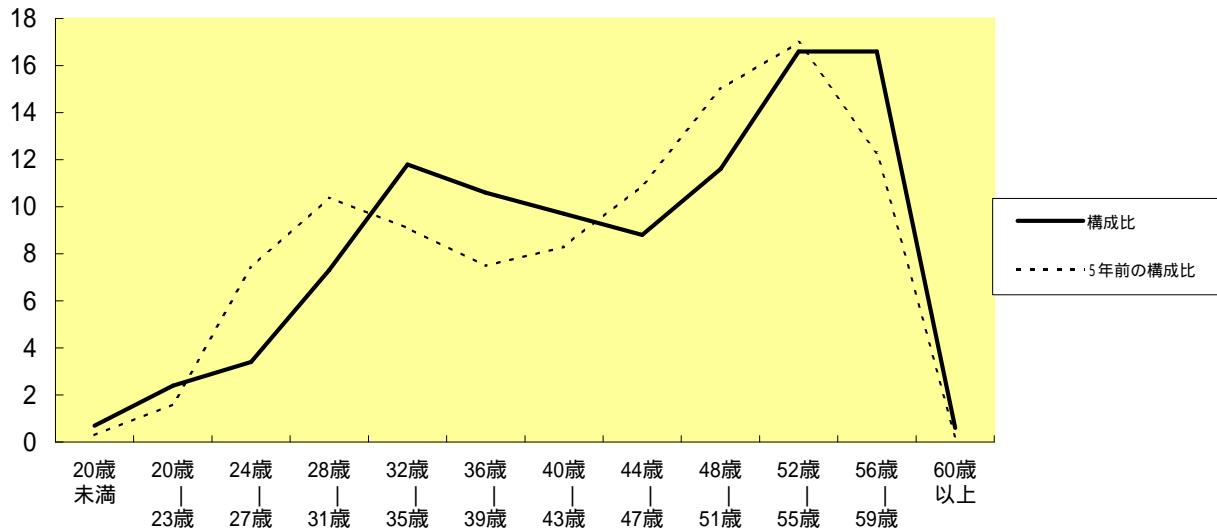
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		平成22年	平成23年			
普 通 会 計 部	一 般 行 政	議会 総務 税務 労働 農林水産 商工 土木 民生 衛生	7 236 33 0 80 13 71 181 84	7 223 31 0 78 13 68 173 84	0 13 2 0 2 0 3 8 0	事務の合理化等による減 事務の合理化等による減 事務の合理化等による減 事務の合理化等による減 事務の合理化等による減 事務の民間委託等による減
	計 門	計	705	677	28	<参考> 人口1万人当たり職員数 79.08 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 64.77 人)
	教 育 部 門		242	222	20	事務の民間委託等による減
	消 防 部 門		160	156	4	事務の合理化等による減
	小 計		1,107	1,055	52	<参考> 人口1万人当たり職員数 123.23 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 87.21 人)
	会 公 営 企 業 部 等	病 院 水 道 下 水 道 そ の 他	472 32 26 31	465 30 26 31	7 2 0 0	事務の合理化等による減 事務の合理化等による減
	小 計		561	552	9	
	合 計		1,668 (2,157)	1,607 (2,157)	61 (0)	<参考> 人口1万人当たり職員数 187.71 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成23年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	人 11	人 39	人 54	人 118	人 189	人 171	人 156	人 141	人 186	人 266	人 267	人 9	人 1,607

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年 度 部門別	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	808	795	770	727	705	677	131 (16.2%)
教育	290	272	263	251	242	222	68 (23.4%)
消防	149	152	158	156	160	156	7 (4.7%)
普通会計計	1,247	1,219	1,191	1,134	1,107	1,055	192 (15.4%)
公営企業等会計計	724	696	645	606	561	552	172 (23.8%)
総合計	1,971	1,915	1,836	1,740	1,668	1,607	364 (18.5%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 病院事業・老人保健施設事業

職員給与費の状況

ア - 1 病院事業決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占める 職員給与費率
22年度	千円 7,758,041	千円 332,597	千円 3,743,050	% 48.2	% 49.5

区 分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人 448	千円 1,823,847	千円 639,994	千円 667,525	千円 3,131,366	千円 6,990	千円 6,803

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数である。

ア - 2 老人保健施設事業決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占める 職員給与費率
22年度	千円 366,740	千円 6,495	千円 204,405	% 55.7	% 54.0

区 分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人 22	千円 68,051	千円 9,342	千円 23,352	千円 100,745	千円 4,579	千円 4,666

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成23年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
登米市	医師	49.5 歳	720,972 円
	看護師	44.3 歳	318,608 円
	事務職	47.2 歳	356,661 円
団体平均	医師	43.8 歳	570,112 円
	看護師	37.9 歳	287,568 円
	事務職	43.8 歳	342,657 円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当を合算した職員1人当たりの平均支給額である。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

登米市(病院事業・老人保健施設事業)	登米市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(22年度)	1人当たり平均支給額(22年度)	
1,463 千円	1,367 千円	
(22年度支給割合)	(22年度支給割合)	
期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当	
2.60 月分 1.35 月分	2.60 月分 1.35 月分	
(1.45) 月分 (0.65) 月分	(1.45) 月分 (0.65) 月分	
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15% ・管理職加算 なし	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15% ・管理職加算 なし	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成23年4月1日現在）

登米市(病院事業・老人保健施設事業)	登米市(一般行政職)	
(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	その他の加算措置 (2%～20%加算)
(退職時特別昇給 なし)	(退職時特別昇給 なし))
1人当たり平均支給額	5,332 千円	24,800 千円
1人当たり平均支給額	17,976 千円	24,266 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)	53,512 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	1,372,113 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	0 人	18 %
仙台市	6 %	0 人	6 %
名取市・多賀城市・利府町・富谷町	3 %	0 人	3 %
医師	15 %	35 人	15 %

工 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績 (22年度決算)	221,308 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)	674,721 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合	69.5 %		
手当の種類 (手当数)	6		
手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する支給単価
診療手当	医師	診療業務	管理者が定める額
救急勤務医手当	登米市民病院に勤務する医師	救急診療業務	患者1人につき2,000円～5,000円
死体処理手当	死体処理業務に従事した職員(医師を除く)	死体処理業務	死体1体につき1,000円を従事した人員で除した額
放射線取扱手当	診療放射線技師、看護師、准看護師、歯科衛生士	放射線照射業務	月額3,000円～5,000円
夜間看護手当	看護師、准看護師	深夜における看護業務	勤務1回につき2,000円～3,300円
待機手当	正規の勤務時間以外に緊急業務のため待機を命ぜられた職員(医師を除く)	医療業務	勤務1回につき1,700円

才 時間外勤務手当

支給実績 (22年度決算)	55,508 千円
職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)	152 千円
支給実績 (21年度決算)	43,636 千円
職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算)	132 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

力 その他の手当 (平成23年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支 給 実 績 (22 年 度 決 算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (22 年 度 決 算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で指定するものに支給 最高額245,900円	同じ		91,030 千円	1,110,124 円
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難な職に採用された職員に支給 最高額365,000円	異なる	一般行政職には制度なし	92,556 千円	3,085,210 円
扶養手当	一般行政職に同じ	同じ		37,487 千円	216,690 円
住居手当	一般行政職に同じ	同じ		12,261 千円	272,460 円
通勤手当	一般行政職に同じ	同じ		26,798 千円	73,019 円
単身赴任手当	一般行政職に同じ	同じ		276 千円	276,000 円
夜間勤務手当	一般行政職に同じ	同じ		26,428 千円	128,293 円
宿日直手当	勤務1回につき 1 医師 20,000円(土曜日、日曜日、祝日30,000円) 2 医師以外 5,000円	異なる	支給単価(一般行政職は、勤務1回につき4,200円)	30,715 千円	136,511 円
管理職員特別勤務手当	一般行政職に同じ	同じ		1,457 千円	35,537 円

(2) 水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占める 職員給与費率
22年度	千円 3,321,035	千円 325,751	千円 238,323	% 7.2	% 13.6

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人 31	千円 128,078	千円 21,869	千円 46,870	千円 196,817	千円 6,349	千円 6,443

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成23年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
登米市	47.0歳	348,620円	539,351円
団体平均	45.6歳	362,100円	535,892円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当を合算した職員1人当たりの平均支給額である。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

登米市(水道事業)	登米市(一般行政職)
1人当たり平均支給額(22年度) 1,465千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,367千円
(22年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15% ・管理職加算 なし

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (平成23年4月1日現在)

登米市(水道事業)			登米市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
(退職時特別昇給	なし		(退職時特別昇給	なし	
1人当たり平均支給額	---千円	24,778千円	1人当たり平均支給額	17,976千円	24,266千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		0 円	
支 給 対 象 地 域	支 給 率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	0 人	18 %
仙台市	6 %	0 人	6 %
名取市・多賀城市・利府町・富谷町	3 %	0 人	3 %

工 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績 (22年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合	0 %		
手当の種類 (手当数)	0		
手 当 の 名 称	主 な 支 給 対 象 職 員	主 な 支 給 対 象 業 務	左記職員に対する支給単価
---	---	---	---

才 時間外勤務手当

支給実績 (22年度決算)	16,847 千円
職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)	602 千円
支給実績 (21年度決算)	12,187 千円
職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算)	329 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当 (平成23年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支 給 実 績 (22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)
管理職手当	一般行政職に同じ	同じ		2,386 千円	596,436 円
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難な職に採用された職員に支給 最高額2,500円	異なる	一般行政職には制度なし	0 千円	0 円
扶養手当	一般行政職に同じ	同じ		4,478 千円	248,778 円
住居手当	一般行政職に同じ	同じ		851 千円	283,667 円
通勤手当	一般行政職に同じ	同じ		2,129 千円	73,745 円
単身赴任手当	一般行政職に同じ	同じ		0 千円	0 円
夜間勤務手当	一般行政職に同じ	同じ		0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	一般行政職に同じ	同じ		254 千円	63,500 円